



広報
MITAKA City
Information

No.1731 | 令和5年 | 2023.1.15



毎月第1・第3日曜日発行
広報みたかはシルバー人材セン
ターの会員がお届けしています。

発行:三鷹市／編集:広報メディア課

〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
法人番号:8000020132047

市役所電話(代表)

☎0422-45-1151

ホームページ

<https://www.city.mitaka.lg.jp/>

公式Twitter

https://twitter.com/mitaka_tokyo



今号の紙面から

市民税・都民税と所得税の 申告をする方へ	2面
新型コロナワクチン接種 最新情報	3面
マイナポイントの申し込みは お早めに	4面
マチコエの連載がスタート!	5面
みたかチャレンジウオーク	7面
市からのお知らせ	15面から
「吉村昭書斎(仮称)」の移築整備に ご支援を	16面

市民税・都民税と所得税の申告が始まります

申告書は早めの提出をお願いします。また、混雑を避けるため、電子申告や郵送申告をご活用ください。
なお、申告書には必ずマイナンバーを記載してください。

前年分の収入と所得控除などの申告は、市民税・都民税の税額決定のほか、国民健康保険税、介護保険料などの算定や、福祉関連手当などの判定、課税(非課税)証明書の交付にも必要です。

☎市民税課 ☎0422-29-9194、武蔵野税務署 ☎0422-53-1311

申告期限

3月15日(水)

税務署で所得税 の確定申告をしてください

☎武蔵野税務署

☎0422-53-1311へ

※24時間いつでも送信できる、e-Tax
(電子申告)でも提出できます。

所得税等申告書作成会場

☎2月1日(水)～3月15日(水)

午前9時～午後5時(受付は午前8時
30分～午後4時。土・日曜日、祝日
を除く。ただし、2月19日(日)・26日
(日)は開場)

☎武蔵野税務署

(武蔵野市吉祥寺本町3-27-1)

※申告書は国税庁ホームページ [HP](https://www.nta.go.jp/)
<https://www.nta.go.jp/>で入
手できます。

※期間中は駐車場が使用できません。

入場整理券を配付します

混雑回避のため、会場で入場整理
券を配付します。オンラインで事前
に入手することも可能です。

※配付状況に応じて、受け付けを早
く締め切る場合があります。

※3月中は入場整理券の入手が困難
になることが予想されますので、2
月中の来署をお勧めします。

◆オンラインによる事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINE
アカウントを友だちに追
加してください(右記QR
コードから追加可)。



申告が必要な方は2面も
併せてご覧ください

市民税・都民税&所得税早分りチャート

スタート

- ☐ 年末調整を受けていない給与収入がある(例:中途退職、アルバイト、年収2,000万円超の方など)。
- ☐ 給与所得の年末調整は受けたが、それ以外の所得が20万円を超えている。
- ☐ 給与所得の年末調整は受けたが、そのほかの控除(医療費控除など)があり、所得税の還付を受けられる。(※)
- ☐ 公的年金等の収入が400万円を超えている。
- ☐ 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超えている。
- ☐ 公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外の所得は20万円以下だが、医療費控除などの所得控除があり、所得税の還付を受けられる。(※)
- ☐ 土地・建物などの譲渡所得、生命保険の満期返戻金などの一時所得があり、所得税を納める必要がある。
- ☐ 事業所得や不動産所得などがあり所得税を納める必要がある、または予定納税・源泉徴収に係る所得税の還付を受けられる。(※)
- ☐ 純損失または雑損失が生じ、その繰越控除などを受ける。

※所得税は、所得金額・所得控除金額などにより計算した所得税額よりも、源泉徴収税額や予定納税額が多い場合に、その差額が還付されます。還付が受けられるかどうかは税務署にご確認ください。

一つも当てはまらない方は

- ☐ 給与収入のみで、所得控除などの内容をすべて記載した「給与支払報告書」が勤務先から市に提出されている。(※)
- ☐ 公的年金等の収入のみで、所得控除などの内容をすべて記載した「公的年金等支払報告書」が支払者から市に提出されている。
- ☐ 市内に居住する人の税法上の扶養親族であり、前年の合計所得金額が45万円以下である。

※前年の合計所得金額が1,000万円を超えている方は、同一生計配偶者がいても、給与支払報告書では報告されないため、申告が必要です。

一つでもチェック☑が入った方は

申告は不要です

三鷹市に 市民税・都民税 の申告をしてください

☎市民税課

☎0422-29-9194へ

※「〒181-8555市民税課」へ郵送、
または市政窓口でも提出できます。

市民税・都民税 申告受付専用会場

☎2月16日(木)～3月15日(水)

午前9時～午後4時30分(土・日曜日、
祝日を除く)

☎市役所第二庁舎4階

☎①5年度市民税・都民税申告書、
②前年中の収入を確認できる書類
(源泉徴収票、支払調書など)、③前
年中に支払った金額を確認できる保
険料の控除証明書、医療費明細書、
雑損・寄付金の領収書など

※申告書は1月24日(火)から同課、市
政窓口で配布します。

※前年に市民税・都民税の申告書を
提出した方には、2月2日(木)に市
から申告書をお送りします。

令和5年1月1日現在にお住まい
の市区町村に申告してください。
なお、所得がなく、①市外居住
者の税法上の扶養親族の方、②
誰の扶養親族にもなっていない方
(仕送り、遺族年金などの非課税
所得で生活していた方など)も申
告が必要です。

税について考える



三鷹市長
河村 孝

YouTubeで
配信中
「河村市長の
メッセージ」



「恐るべし、子どもたち」です。税は昔の「年貢」ではありません。その使い道は民主的な手続きを経て、公正に決められるべきものです。子どもたちが大人になったとき、きつと良い未来をつくってくれる。そう期待できる出来事でした。

子どもたちは税金の問題に直接触れる機会が少ないのでは、という私の心配は杞憂に過ぎませんでした。作品からは、どのように税金が使われるべきか、皆さんが一生懸命に考えた様子が伝わりました。環境、道路、医療、福祉など、テーマは多岐にわたり、納税の仕組みや消費税について論じているものもありました。

「国の増税問題で世間が過熱している今、何も市長コラムで税のことを書かなくても」と言う人もいます。しかし、あえて税について触れたいと思ったのは、確定申告の時期が近づいていることありましたが、税に関するコンクールに寄せられた子どもたちの作品が本当に力作ぞろい、素晴らしいものばかりだったからです。一つは中学生を対象にした「税についての作文(主催:国税庁ほか)で、『広報みたか』1月1日発行号に受賞者の一覧を掲載しました。もう一つは、小学生を対象にした「税に関する絵はがき(主催:公社武蔵野法人会)です。たくさん作品の中から、それぞれ三鷹市長賞を選ばせていただきました(いずれも市ホームページに受賞作品を掲載)。